

環状 3 号線（杉田港南台地区）  
電線共同溝 P F I 事業

事業費の算定及び支払方法

令和 3 年 7 月 27 日

横浜市

# 目 次

第1	事業費の構成	1
1.	事業費の構成	1
2.	事業費の内訳	3
第2	事業費の算定及び支払方法	5
1.	支払方法の基本的な考え方	5
2.	施設整備費A（補助金相当部分）	5
3.	施設整備費B（市負担部分）	6
4.	維持管理費	7
5.	その他費用	8
6.	事業費に係る消費税の支払方法	8
第3	事業費の確定	9
1.	事業契約締結後14日以内	9
2.	詳細設計業務完了時	9
3.	事業費確定に係る資料の提出	9
4.	議会の議決	10
第4	事業費の改定	11
1.	事業費の改定の基本的な考え方	11
2.	施設整備費の物価変動に基づく改定	11
3.	維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定	12

本事業に関する事業費の算定等及び支払方法は、横浜市（以下「本市」という。）が本事業に関する総合評価一般入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、入札価格となる事業費の算定及び支払い方法と改定方法等を示したものである。

なお、「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業 入札説明書」（附属資料を含む。以下「入札説明書」という。）と一体のものである。

## 第1 事業費の構成

### 1. 事業費の構成

事業費は、本施設の整備業務の実施に係る費用（以下「施設整備費」という。）、維持管理対象施設の維持管理業務の実施に係る費用（以下「維持管理費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（1）から（3）のとおりとする。

#### （1） 施設整備費

本事業は、国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金（以下「補助金」という。）の活用を予定しており、施設整備費は、施設整備費A（補助金相当部分）及び施設整備費B（補助金以外の部分（以下、「市負担部分」という。））から構成される。

なお、工事費のうち電線共同溝費については、附属資料8 入札時積算数量書に基づき積算することとし、既存ストック活用を前提とした費用を反映しないこと。

##### ① 施設整備費A（補助金相当部分）

施設整備費A（補助金相当部分）は、施設費A（補助金相当部分）から構成されるものとする。

##### ア 施設費A（補助金相当部分）

施設費A（補助金相当部分）は、事業契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が整備業務の実施のために要する費用のうち、補助金として充当される金額とする。

##### ② 施設整備費B（市負担部分）

施設整備費Bは、施設費B（市負担部分）及び割賦手数料から構成されるものとする。

##### ア 施設費B（市負担部分）

施設費B（市負担部分）は、事業契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が整備業務の実施のために要する費用のうち、施設費A（補助金相当部分）を除く費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や事業契約の締結日から本施設の引渡日までの期間に要する事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、施設整備に関する初期投資として認められる費用については、施設費B（市負担部分）に含むものとする。

##### イ 割賦手数料

割賦手数料は、施設費B（市負担部分）を第2に定める回数による分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。なお、割賦手数料は、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とす

る。基準金利の詳細は、第2に示す。

**(2) 維持管理費**

維持管理費は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理対象施設に係る点検業務・補修業務及び調整マネジメント業務（維持管理段階）に係る費用の総額とする。

**(3) その他費用**

その他費用は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益（上記（1）②に計上される部分を除く。）とする。

**(4) 消費税等**

消費税等は、施設整備費（施設費）、維持管理費（点検業務費・補修業務費、調整マネジメント費（維持管理段階））、その他費用（その他の費用）の支払に伴い必要となる消費税及び地方消費税とする。

## 2. 事業費の内訳

事業費を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表 1 事業費の内訳

項目	支払区分	費用の内容	
事業費	施設整備費 A (補助金相当部分)	施設費 A (補助金相当部分) 本施設の整備業務の遂行に係る費用のうち、補助金として充当される費用 ※1 ・ 調査・設計費 ・ 工事費	
	消費税等 ※2	施設費 A (補助金相当部分) に係る消費税等	
	施設整備費 B (市負担部分)	施設費 B (市負担部分) 本施設の整備業務の遂行に係る費用のうち、施設費 A (補助金相当部分) を除く費用等 ・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 工事監理費 ・ 調整マネジメント費 (設計段階・工事段階) ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 (人件費、事務費等) ・ 融資組成手数料 ・ 建中金利 ・ その他整備業務に関する初期投資と認められる費用等	
	消費税等 ※2	・ 施設費 B (市負担部分) に係る消費税等	
	割賦手数料	・ 施設費 B (市負担部分) の資金調達に必要な融資等に係わる金利 ・ 事業者の税引前利益の一部	
	維持管理費	点検・補修費	・ 点検業務費 ・ 補修業務費
		調整マネジメント費 (維持管理段階)	・ 調整マネジメント費 (維持管理段階)
		消費税等 ※2	・ 点検・補修費及び調整マネジメント費 (維持管理段階) に係る消費税等
	その他費用	その他の費用	・ 引渡日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益 (割賦手数料に計上される部分を除く)
		消費税等 ※2	・ その他の費用に係る消費税等

※1：本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、国から市に対して補助金が交付される場合には、整備業務に係る費用のうち補助金相当分については、事業年度ごとの出来高の範囲内で支払う予定である。

なお、施設費 B (市負担部分) は、今後の国との協議により施設費 A (補助金相当部分) になるものもある。

※2：表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

## 第2 事業費の算定及び支払方法

### 1. 支払方法の基本的な考え方

事業費の支払は、検査の合格及びモニタリングの措置なしを確認した後、事業者からの適法な請求書を受領後 30 日以内に市が支払う。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和 13 年 4 月 1 日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、第 3 に基づき確定した事業費について、初回（第 1 回目）の支払時期を本施設の完成・引渡し月の翌月 1 日以降より支払うものとする。

### 2. 施設整備費 A（補助金相当部分）

#### ① 支払方法

本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、国から市に対して補助金が交付される場合には、下記に示す施設整備費 A（補助金相当部分）（予定額）については、出来形部分検査を完了した上で、事業年度ごとの出来高の範囲内で支払う予定である。

なお、施設費 B（市負担部分）は、今後の国との協議により施設費 A（補助金相当部分）になるものもある。

令和 4 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 5 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 6 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 7 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 8 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 9 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 10 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 11 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
令和 12 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
合計	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]

※具体的な金額は、各年度ごとに国に申請した後、確定する。

なお、入札時には、補助金が交付されることを前提として事業費を算定し、補助率は、次の割合とすること。

調査・設計費	55%
工事費	55%

※補助率は、令和3年度時点。

## ② 支払手続

事業者は、市に各年度の出来高報告書を提出し、市の検査を受けた後、速やかに市に対して請求書を提出する。

当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則（昭和39年横浜市規則第59号）第79条の2第7項に基づき計算する。

## 3. 施設整備費B（市負担部分）

### ① 支払方法

施設整備費B（市負担部分）は、令和13年4月1日（引渡し年度の翌年4月1日）以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計（施設整備費B（市負担部分））を元利均等払いにより、年1回、全10回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりする。

・施設整備費B（市負担部分）の各回支払額

= 施設整備費全額から施設整備費A（補助金相当部分）を除いた残額の1/10

なお、工期短縮に基づく早期完成・引渡し期間が四半期単位の場合は、完成・引渡し月の翌月1日以降、年1回、全11回に分けて支払う。この場合の初回（第1回目）支払額は、完成・引渡し日が第1四半期の場合は各回支払額の4分の3、完成・引渡し日が第2四半期の場合は各回支払額の4分の2、完成・引渡し日が第3四半期の場合は各回支払額の4分の1とする。また、最終回（第11回目）支払額は、各回支払額より、初回（第1回目）支払額を差し引いた金額とする。

割賦手数料は、施設費B（市負担部分）とともに、令和13年4月1日（工期短縮に基づく早期完成・引渡しの場合は、完成・引渡し月の翌月1日）以降事業期間にわたり、年1回、全10回（工期短縮に基づく早期完成・引渡し期間が四半期単位の場合は、全11回）に分けて支払う。

各回の支払額は、上記に示すとおり施設整備費B（市負担部分）を支払うものとして、以下に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

#### ア 割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初（4月1日）から期末（3月31日）とする。  
なお、初回（第1回目）の割賦手数料の計算期間は、令和13年4月1日から令和14年3月31日までとする。

なお、工期短縮に基づく早期完成・引渡し期間が四半期単位の場合は、初回（第1回目）の割賦手数料の計算期間は、引渡し月の翌月1日から引渡し年度の期末（3月31日）までとする。また、最終回（第11回目）の割賦手数料の計算期間は、事業期間終了年度の期初（4月1日）から事業期間終了時までとする。

#### イ 基準金利

基準金利は、本施設の引渡日（以下「金利確定日」という。）に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しは行わない。基準金利の料率は、本施設等の引渡日の2営業日前の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate（T.S.R.）としてTelerate17143 ページに提示されている6ヶ月LIBORベース10年物円-円金利スワップレートを基準金利とし、これに応募者の提案による利ざや（スプレッド）を足したものとす。ただし、基準金利がマイナスの場合は基準金利をゼロとして割賦手数料の利率を算定する。

なお、金利確定日においてLIBORの公表停止がされている場合は、市及び事業者が協議の上、本施設の引渡月の1日までに市が基準金利の算定に用いる金利を定めることとする。

また、入札にあたっては、令和3年7月8日のレートを基準金利とする。

#### ② 支払手続

事業者は、毎年度、市に対して請求書を提出する。

市は、検査の合格を確認した後、事業者からの適法な請求書を受領後30日以内に事業者に対して事業費を支払う。

### 4. 維持管理費

#### ① 支払方法

維持管理費は、令和13年4月1日（引渡し年度の翌年4月1日）以降事業期間にわたり、年1回、全10回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。

なお、工期短縮に基づく早期完成・引渡し期間が四半期単位の場合は、完成・引渡し月の翌月1日以降、年1回、全11回に分けて支払う。この場合の初回（第1回目）支払額は、完成・引渡し第1四半期の場合は各回支払額の4分の3、完成・引渡し第2四半期の場合は各回支払額の4分の2、完成・引渡し第3四半期の場合は各回支払額の4分の1とする。また、最終回（第11回目）支払額は、各回支払額より、初回（第1回目）支払額を差し引いた金額とする。

#### ② 支払手続

事業者は、本施設の引渡日以降、毎年度、各事業年度内に市に対して業務報告書（年報）

を提出する。

市は、業務報告書（年報）を受領した日の翌日から 10 日以内に業務の完了について確認し、その結果を事業者に通知する。

事業者は、市の確認通知を受領した場合、速やかに対象となる年度の事業費に関わる請求書を市に対して提出する。

市は、事業者からの適法な請求書を受領後 30 日以内に事業者に対して事業費を支払う。

## 5. その他費用

### ① 支払方法

その他費用は、令和 13 年 4 月 1 日（引渡し年度の翌年 4 月 1 日）以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。ただし、上記のとおり、引渡しまでの事業者の運営費は施設費 B（市負担部分）に含めるものとする。

なお、工期短縮に基づく早期完成・引渡し期間が四半期単位の場合は、完成・引渡し月の翌月 1 日以降、年 1 回、全 11 回に分けて支払う。この場合の初回（第 1 回目）支払額は、完成・引渡し第 1 四半期の場合は各回支払額の 4 分の 3、完成・引渡し第 2 四半期の場合は各回支払額の 4 分の 2、完成・引渡し第 3 四半期の場合は各回支払額の 4 分の 1 とする。また、最終回（第 11 回目）支払額は、各回支払額より、初回（第 1 回目）支払額を差し引いた金額とする。

### ② 支払手続

上記 4. ②と同じ。

## 6. 事業費に係る消費税の支払方法

市は、事業費の支払にあたっては、各事業費の内容・金額に応じて算定される消費税を加えて事業者に対して支払う。市は、消費税率の変更により、消費税を変更する必要がある場合には、変更後の消費税率に基づいた消費税を事業者に対して支払う。

## 第3 事業費の確定

事業費は、その内訳を下記1から3の各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

### 1. 事業契約締結後14日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定する。

### 2. 詳細設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、上記1で算定した事業費の内訳を修正する。なお、工事費のうち電線共同溝費及び舗装復旧費に関しては工事費合意書に基づき、工事着工予定日の30日前までに事業費を確定する。

工事費合意書において記載がなく条件の変更や工種の追加が必要な場合は、市は事業者に対して積算に関する資料の提出を求め、評価及び協議を行う。事業費の確定における新規単価または工事費は、次の手続きの順に確定する。

① 土木工事標準積算基準書（施工パッケージ型積算方式等含む）による積算  
標準単価、横浜市積算単価及び刊行物単価に基づき、市は単価を決定する。

② 業者見積単価及び歩掛による積算

上記①により決定できないものは、事業者が業者3社の見積書を市へ提出し、市と協議の上決定する。見積書が3社に満たない場合は、その理由となる書類を提出し市と協議する。

③ 占用企業が実施する工事の歩掛または見積りによる積算

引込・連系管工事等の占用企業へ委託となる場合は、事業者は委託先占用企業の歩掛または見積単価を市へ提出し、市と協議の上決定する。

見積りにより歩掛設定を行う工種については、市は必要に応じて歩掛調査（簡易施工実態調査）を行う。事業者は、歩掛調査に協力するものとする。

既存ストックを活用する場合、市は事業者に見積書の内容について類似実績等の算出根拠の説明を求める。必要に応じて、市は既存ストック単価及び工事費について調査を行った上で、事業者とその妥当性を協議の上決定する。

### 3. 事業費確定に係る資料の提出

事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする。発注者は、提出された事業費確定に係る資料の内容を確認し、事業費又は事業費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、事業契約書の定めるところにより、引渡予定日までに事業費を変更し事業費の内訳を確定する。

#### 4. 議会の議決

事業費の確定においては、P F I 法第 12 条の規定及び横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であり、横浜市会において議案が可決されることを条件とする。

## 第4 事業費の改定

### 1. 事業費の改定の基本的な考え方

施設整備費A（補助金相当部分）及び施設整備費B（市負担部分）（以下、「施設整備費」という。）については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記2による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理費及びその他費用については、下記3に示すとおり、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、市の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、市及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、市及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、端数を四捨五入して処理を行う。

### 2. 施設整備費の物価変動に基づく改定

#### (1) 物価変動に基づく施設整備費の改定

##### ① 改定方法

ア 市又は事業者は、整備期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に本件入札手続きにおける入札書等の提出日において公表されている直近の物価指数を基準として、請求月の物価指数が3%以上の変動があった場合、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。なお、この場合における物価指数は「建設工事デフレーター」（国土交通省総合政策局）を工事費に適用する。工事費以外の費用については、本事業の実態に整合しなくなった場合に、市及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日又は市及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。

イ 市又は事業者は、上記アの規定による請求があったときは、市と事業者との間で協議して以下のとおり改定を行うこととする。なお、施設整備費が物価変動に基づき改定された場合、割賦元本も改定されるため、割賦手数料の金額も変更される。ただし、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行う。

ウ 上記アの規定による請求は、本改定方法の規定により施設整備費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「本契約締結の日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく施設整備費変更の基準とした日」とするものとする。

エ その他、特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不相当となったと認められるときは、市又は事業者は、上記アからウの規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。

オ 予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不相当となったときは、市又は事業者は、上記アからエの規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することが

できる。

カ 上記エ又はオの規定による請求があった場合において、施設整備費の変更額については、変更に伴う資金調達に係る金利等の増減も考慮し市及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

キ 市がアの請求を行った日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

### 3. 維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定

#### (1) 対象となる費用

維持管理費及びその他費用

#### (2) 改定時期

##### ① 改定指標の評価

毎年 4 月 10 日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

##### ② 費用の改定

原則として、翌年度の 4 月 1 日以降の維持管理費及びその他費用の支払いに反映する。なお、初回（第 1 回目）の支払額については、本契約締結日の属する年度の 4 月 10 日と引渡予定日の属する年度の 4 月 10 日の指標により、改定を行う。

#### (3) 改定方法

前回改定時（第 1 回目の支払については事業契約日の属する年度の 4 月 1 日）の指標に対して、現指標が 3 %以上変動した場合に、維持管理費及びその他費用の改定を行う。事業契約締結以降、費用を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の 4 月 10 日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標をみなす。

##### ① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

費目	業務科目	使用する指標
維持管理費	点検・補修費	「企業向けサービス価格指標」：土木建築サービス (物価指数月報：日銀調査統計局)
	調整マネジメント 費（維持管理段階）	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス (物価指数月報：日銀調査統計局)
その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス (物価指数月報：日銀調査統計局)

費用については、初年度に支払われる費用を基準額とし、以下の算定式に従って年度ごとに費用を確定する。なお、今回改定時の年度の指標を前回改定時の年度の指標で除した改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

② 改定率及び計算方法

$$P_x = P_r \times (P_{In} / P_{Ir})$$

ただし  $| (P_{In} / P_{Ir}) - 1 | \geq 3.0\%$

$P_r$  : 前回改定時の費用（※初回は契約締結時の費用）

$P_x$  : 改定後の費用

$P_{In}$  : 今回改定時の年度の指標

$P_{Ir}$  : 前回改定時の年度の指標